

岡崎市水道事業及び下水道事業経営委員会
第5回 会議録

1 日時

平成29年7月20日(木) 14時00分～16時00分

2 会場

岡崎市役所西庁舎7階 702号室

3 出席者

(委員) 6名

委員長 畑田 康則：愛知学泉大学現代マネジメント学部教授

副委員長 内藤 公士：公認会計士・税理士

委員 清水 啓子：岡崎商工会議所女性部会長

委員 高丸 清志：中部電力株式会社岡崎営業所契約課長

委員 木俣 弘仁：市民公募委員

委員 内田 裕子：市民公募委員

(欠席委員) 1名

委員 河合 雅之：東邦ガス株式会社岡崎営業所お客さま保安課長

(傍聴者) 0名

なし

(事務局) 11名

本多 克裕：上下水道局長

小林 昭彦：上下水道局技術担当局長

柴田 清博：上下水道局総務課長

小林 立明：上下水道局サービス課長

田口 富隆：上下水道局水道工事課長

福澤 直樹：上下水道局水道浄水課長

大久保和浩：上下水道局下水施設課長

荻野 恭浩：上下水道局下水工事課長

岡本 秀樹：上下水道局総務課副課長

杉浦 幹夫：上下水道局総務課財務1係係長

神尾 清達：上下水道局総務課財務2係係長

4 開会

事務局

(本日の会議が、委員の半数以上が出席していることにより成立している旨を報告。また、本会議の公開について説明し、傍聴希望者がなかった旨を報告。)

(以降、岡崎市水道事業及び下水道事業経営委員会設置要綱第5条に基づき、会議の議長を委員長が務める。)

I テーマ1 第4回委員会議題 下水道事業の現状と課題について(継続) (資料1)

【委員長】

前回、第4回の経営委員会の時に、「下水道事業の現状と課題」について報告を受けましたが、かなり膨大な量の資料、会計的な、専門的な数値、解釈、用語が飛び交っていましたので、一般の市民の方々には理解しづらいと思えました。その上、時間もなく、皆さんからの意見をお聞きすることができませんでしたので、前回の継続ということにさせていただきました。そのため、前回の資料に基づいて、皆さんから意見をいただくということにさせていただきます。

その前に、下水道使用料というとお金も問題になってきますので、私なりに持っている資料、情報を自分なりに分析し、解釈したものを皆さんにどれだけ分かりやすく伝えられるか自信がないですが、前回よりは分かりやすく、再構成できると思います。それで少しお時間をいただいて、委員長が説明するのはイレギュラーですが、委員長の仕事というのは本来、委員の闊達な御意見をいただいて、それをまとめて、一本化して事務局にぶつけるというのが本来の仕事ですが、(委員長が説明するという事) こういうことをやってはならない。

しかし、あまりにも混乱というか、専門的な領域に物事が進んでいますので、少しお時間をいただいて説明をさせていただきますので、御理解いただき、説明を聞いていただきたいと思います。

使用料の問題に関してどういうスタンスで、どういった観点からアプローチしていくべきかといった点を中心にまとめさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

(委員長：資料1について説明)

【高丸委員】

総括原価は向う何年間ぐらいの期間を想定しているのか？

【委員長】

下水道事業に関しては、4年間ぐらいです。

【事務局】

3年から5年の期間を算定期間と国から示されています。

【高丸委員】

平成21年度の時に（下水道使用料を）改定されていますが、その時はその間の総括原価を算定したのか？

【事務局】

平成21年度当時の会計については、（発生主義、複式簿記の）公営企業会計に移行する前の（現金主義、単式簿記の）特別会計の時でした。特別会計への一般会計からの繰入れについては、特別会計は、減価償却という公営企業会計に求められる会計処理をしているわけではなく、いわゆる資金不足の分、（企業債の）返済の元利が不足してきますので、その元利を支払える形で（一般会計からの）繰入金を計算しているので、基本的に今の繰入金の計算とは別の、企業会計の料金体系とは別のところでの算定されたもので計算しています。

平成24年度に企業会計に移行したわけですが、企業会計移行後につきまして、平成29年度で6年度目、平成28年度で実質5年度分の決算ということをごさいますて、その期間に「事業報酬」を総括原価に含めて算定したかということになりますと、現実的にはそこまでは至っておりません。

それはなぜかという、企業会計に移行して、検討するに当たってのデータ蓄積ですとか、私どももノウハウの習得に至っておりませんでした。ただ、5回の決算を打つ中で問題点・課題が徐々に浮き彫りとなってきたということが事実をごさいますて、その中で、委員長が作成していただいた資料の、「経営分析・使用料関連その1」の②の「使用料単価と汚水処理原価のバランス」ですが、この汚水処理原価については、公費負担分を除いた部分で比較したのですが、平成27年度決算では、使用料単価（118.41円）と汚水処理原価（116.92円）を比べてみますと、比率が100%を超えています。つまり、汚水処理原価を使用料単価で回収できている、これは委員長が公費負担分を除かれているので、公費を入れて総合的に考えるべきだと、先ほどの委員長の説明ですが、ただ、この公費につきましても、これは汚水私費の原則はございますけど、汚水はすべて私費で賄うというわけではなく、一定程度の公共用水域の保全という役割も担っているということで、一定割合については公費が負担すべきであるという考え方に基づきまして、公費負担がされています。それを踏まえまして、経費回収率が平成27年度決算で言いますと、100%を超えています。それまでの年度はどうだったかということ概ね100%で推移している。こうした状況の中で、経費回収率は100%を概ね維持しており、事業をしていく上では、汚水処理原価を下水道使用料で賄えられる状況にあったわけだが、ただ、資金的には、「事業報酬」の考え方が、今まで下水道使用料の算

定の中にはなかったわけですが、そういう意味では今ある施設を維持する資金を回収していたという料金構造であったわけであり、これでは今後、下水道事業が維持、存続していくためには、(下水道管を築造してからの)歴史が長いので、老朽管対策が課題であり、そうしたところに踏み出していくという、今後は整備から維持管理の時代で前と違う考え方が求められているという委員長の御指摘がございましたが、まさしくそうした局面に入っているわけですので、そうした中では「事業報酬」についても積極的に目を付けていく必要があるという中で、こういった課題に対して、どういった対応をしていくのかという点において、抜本的な対応として下水道使用料の改定という議題にさせていただきました。高丸委員の質問にありましたように平成21年度以降、今まで期間を定めて「事業報酬」を含めて算定したかという点と申し訳ございません、しておりません。

【高丸委員】

「事業報酬」を含めて算定していると思っていました。

【委員長】

水道事業は、「事業報酬」を含めて算定しているが、下水道事業は、公共事業という観点が強かった。公営企業になったのが最近だから。そういう意味では、悪しき、(現金主義、単式簿記の)官庁会計方式が残っており、それを一掃しないといけない課題があるのではないかとということです。だから、総括原価方式のやり方をやりながらも、適正報酬率については水道事業のように何%というのが決められていなかった。(下水道事業の場合は)儲けていいですよという感じで(具体的な数値ではなく)言葉だけの記述である。

【事務局】

資産維持費という形で、下水道の料金の算定の中に組み込まれたのは、今年の3月に示された、「下水道使用料の算定の基本的な考え方」が改訂され、そこで初めて示されたわけですのでございます。それまでは、資本費の中には、減価償却費と支払利息、資産維持費というのが「事業報酬」にあたるのですが、この分について、水道事業は、対象資産の3%相当ということで認められておりますが、下水道事業に対しましては、今までの使用料算定の中にはこう言った概念がございませんでした。(今年の)3月に示されました「基本的な考え方」の中で初めてそういった概念が付与されたというわけです。水道料金と比べますとそういった違いがございました。逆を言えば、水道料金は以前から事業報酬分が料金に転嫁されている関係で内部留保資金は確かにございます。平成28年度決算におきましても、17億円の純利益を上げてございまして、内部留保資金も130億円超の内部留保資金を水道事業では確保できています。しかし、下

水道事業につきましては、そうした状況にはなっておりません。

【委員長】

ともかく、下水道事業も水道事業も総括原価方式でもって料金を設定していかないとならないけれども下水道事業と水道事業は若干状況が違って、（下水道事業は）報酬率がはっきり決まっていない。しかし、そういう意味で言うと、総括原価方式は、原子力発電の問題とかNTTのことで申し上げたように、「資産」を膨大にしたらものすごく利益が大きくなるから、やっぱり資産が適正かどうかをちゃんとコントロールできる状態にすることが一つと、それから、率ですね、報酬率を資料で示したように、利子率が2.2%なのに、利益率、自己資本の利益率が0.7%しかないというのは、これはおかしな話であり、公共事業ならばこれでいいのですが、公営企業ならせめてトントン、若干のプラス α のところまでいかないと、報酬率は利子率までが報酬として適正な上限かなと思います。だから、報酬ということを認めても率とベースになる額については利子率のところをだいたい上限かなと思うところです。ただし、報酬率については、他会計の負担をどうするかということです。これに、他会計の負担を入れたら、利益率はもっと上がりますからね。利子率以上に上がりますから、このところの問題が残っていますけど。当然ですよ、100万円持っていて、一方で預けたら10%と、他方で預けたら5%と言ったのだったら、絶対、10%に持っていきますよね。それから、企業だって、お金を借りる利息が5%のところ、5%以上の収益を上げられないならば借りません。やはり、企業として、合理的に存立する条件としてはそういうところにあるから、利益率、報酬率と、それから一番危険なのは資産の増加をどうコントロールしていくかということです。

【事務局】

下水道使用料の算定に当たりましては、維持管理費、それから資本費の減価償却費と支払利息と今、言われました「事業報酬」が基本的な考え方であり、それに対する汚水処理原価については、これは公費を除いた分、実際は公費を入れた費用でありますけど、じゃあそれから公費を除いて、事業として公費も繰出基準等の基準がございまして、それに基づいて一般会計から繰出してもらっていますけど、その分を除いて実質この事業にかかった費用と先ほど言いました総括原価方式、これを回収できるかということが基本的なベースになってきまして、その上で、資産維持費という報酬を、それはやはり将来的に渡って、そういった維持管理をしていく上では、総資産のどれくらいを見るべきかという、これは基本的には留保されていくべきものであり、ですから、逆に言うと、資産維持費の分を除いた汚水処理原価が基本的にはイコールになって、事業報酬分だけが積みあがっていくようなそういった料金体系が一番、理解しやすい、

適正であると一つの考えではある。

【事務局】

最初に立ち返ると分かりやすいのですが、(下水道事業は)公共事業そのものだった。最初は下水道使用料を徴収していなかった。すべて公費負担で、昭和30年代か、昭和40年代になって下水道使用料を徴収するようになった。全部ではなくて、公費負担分は依然としてあります。最初は、公費負担は100%だったのです。それは、昭和30年代になって下水道使用料を徴収して、受益者が負担していく、使用者が負担していくと。負担していくという仕組みになって、公費負担というものを、(下水道財政研究会の)第5次、第6次、第7次の見直しの中で見直しがされてきたわけです。一番昔は、(下水道事業は)公共事業であった。今は、公費負担分以外の私費負担分を負担するというのが基本的な考え方であります。

【委員長】

私が強調したいのは、公費負担というけれども、先ほど言った一番分かりやすいのが都市計画税じゃないですか、それが下水道事業にも(都市計画税が)回ってくるじゃないですか。だから、都市計画税としてそれ(公費負担)を上げるのか、料金(私費負担)を上げるのかというこれも一つの選択肢じゃないですか。広く見れば、下水道事業から見れば、公費負担は既存のものとも見ますけれど、市民の感覚からすれば、公費、公費というと天から降ってくるという響きがあるけれどもそうではないのです。自分たちが出しているもの(税金)だということだから。そのことを含めた形で合理的な料金のあり方を、税についても関連してくるということを指摘したい。

【事務局】

その公費のあり方になると、上下水道局の問題を超える話であり、テーマとしては大きく、重たい話であります。

【委員長】

皆さんが用意されている他の市がどれくらいの料金かということを示されるではないですか。直接的に言ったら、厳密に言ったら、他市比較の資料は全然関係ない話であって、(自治体ごとに)環境が違うのであって、コストが違うはずである。けれども、あれ(他市比較資料)を出してもそれなりに意味があるのかというと、社会生活を考えた場合、会計の問題ではなくて、やっぱりほどほどというものがあるのではないかと。そういうことを意思決定機関でそのところを考慮してほしい。一方で、きちんと、公費の負担であろうとなんだろうと総コストを計算する。総コストはこれだけかかっているのだよと。いろん

なものを計算しないとイケないし。それが曖昧になって、お金の計算をしながら、公費負担だから関係ないということになって、議論が進んでしまう、逆に一般市民の感覚だよ、隣の市がどれくらいの料金水準かということは。(他市の状況は)関係ないよというのは、これもおかしな話である。だから、我々は冷静になって料金というものを決めていかなければならないと思います。

【事務局】

下水道使用料は、住民の生活に直結する、そういったものでありまして、ただ、西三河地区は、人口が増加しておりまして、他の地方と比べますとまだ、恵まれた地方であります。しかし、岡崎市も平成42年をピークにそこからは人口減少が始まってまいりますので、三河地域でもゆくゆくはそういった状況になります。下水道使用料の話で一つの指標としまして、水道料金だとか下水道使用料の負担でもって定住地を決められるという方も実際おられるわけがございます。だから、あまりそこで較差を広げてしまいますと都市間競争がありまして、そういった競争が良いのかということになりますが、日本は人口減少社会に向かっていきますので、その中で人口を奪い合っている状況になっています。正当な競争かということとあまり違うのかと思いますが、各自治体のそういったものをみていくと、実際にはそういった側面もあるということを経験的に受け止めておいていただければと思いますが。

【委員長】

(他市比較の資料は)意味のない、データ、資料ではないということですよ。周辺自治体の料金の比較は。

【事務局】

資料、最終ページ、(2)「料金問題」には、社会的・公共的価値判断が求められる。ということは、一般市民の理解ということで委員長からお話がありましたが、これにつきましては、私どもにつきましては、料金を改定する場合におきましては、下水道条例、条例の中に料金のことを位置付けております。条例の改正につきましては、議会の議決が必要となってきました、最終的には議会の議決で承認されるわけでありまして、議会に上程する前に、今は条例改正につきましては、パブリックコメントと申しまして、一定の期間、一般の市民、関係機関、誰でも結構なのですが、そうした方々から広く意見を求めて、その意見を求めた上で、また、議案、条例の中に反映していくという、手続きが、今、必須でございます。一般市民の方たちに対し、改定前までには色々な問題に対しては、手続きを踏んだのち、議会に上程させていただき、そこで、議会の御議決をいただくという、手順を踏んでいくこととされております。そのため、事前に市民の方にお示しすることはできるのでありまして、ある日突然下

水道使用料を改定するわけではございません。

また、意思決定機関でございますが、この料金の改定につきましては、最終的には、議会の議決がありますので、理事者側だけで決定できる話ではございません。議案という形で議会に上程させていただき、最終的に決定していただくのは議会でございます。一般企業から言えば、煩雑的、弾力的ではない、公営企業ですから、もっと意思決定の弾力化、スピード化は本来求められるところでございます。いかんせん公営企業ということで議会の関与が避けて通ることができません。

また、(議案の上程、議会の議決)に至るまでの過程におきましては、事務局側の長は誰かということ市長が管理者でございますので、理事者側の最高責任者は市長になります。

I テーマ2 下水道事業の今後のあり方について①(資料2)

(事務局：資料2について説明)

【委員長】

アバウトに為らざるを得ませんが、今後のあり方、方向性について、前回までの色々な問題を踏まえて、対策をしていきますよという、アナウンスでした。

まず、資金不足については、議論もあったし、私も資金不足について問題提起をしたわけですが、とりえあえずお金が足りないということならば、お金を借りれば済むという話にもなるし、ただ、根本的(長期継続的に)に資金不足が生じているのならば、事業経営そのものの問題であろうから、ここは使用料改定などの別の検討をしていかなければならない。とりあえず、資金不足というところで大きく問題になっているのは、説明にもありましてとおり、回収期間(減価償却費の期間)と償還期間(企業債償還の期間)のズレがあるということで、そここのところは何とかマネジメント(資金管理)で調整してみようというチャレンジで、つまり、新たに資本費平準化債の借入れという形で対応していく、そういう意味では一時的な資金不足は、少しは改善されるのだろうと。

しかし、根本的には今回はもう少し足らんということで、それは使用料の問題ということで、見直しに繋がっていくのですけども、使用料の見直しという前にも、先ほども私から使用料のことについて説明をさせていただきましたが、これは使用料の水準ということについての話をしました。

ただ、ここで提案として記載してあるのは、使用料の水準のみならず、つまり原価の問題のみならず、体系を見直す、見直さなければならない問題がありますよというアナウンスでした。

それから、そういう一連の作業を実効性のためには、現在のところ審議会形式を考えていますという話で、そのスケジュールを含めて説明がありました。

現在、我々は一般市民の意見を聞くということで経営委員会が設置され、長らくやってまいりました。そここのところを一步超えるのですが、一般市民の方々の意見を取り入れる経営委員会、それから本当に例えば料金改定をしていく、実施していくという意味でのプロセスにおいて必要な検討という機関ということで審議会という、これを併存、2つ併存していくのか、2つを統合したものとして何かを考えているのか、これは今後の課題ということで、今回は明らかになりませんでした。

実際、ビジネスというか、マネジメントを進めていく上での実施機関、それから（経営委員会のように）広く意見を聞く、いわゆる“ゆるい”機関、そういうものを整理していきたいということだと思っておりますが、この点については、徐々にもっと具体的になっていくのですか？ただ、スケジュールが載っているのですが、中身が分かりません。皆さんの意見を聞きたいところですが。

それから最後には、情報の提供ということを中心に深めていくという市民に対しても、議会に対しても情報提供についての説明がされておりました。

個人的に言いますと、先ほどの話の中でいくと、セグメント別の貸借対照表と損益計算書の作成を是非お願いしたいと思っております。

【高丸委員】

使用者の平均使用水量はだいたいどれくらいですか？

【事務局】

25立方メートルというのをだいたいの平均としています。

【事務局】

ただ、一番多い水量で言いますと、前回（第4回）資料の25ページをお願いします。

青いグラフが件数ですので、一番多いのが月5立方メートルと15立方メートルくらいの使用水量です。一般家庭ですと、だいたい20立方メートルから25立方メートルです。

【委員長】

家族4人ですかね？

【事務局】

いろんな比較で話をする場合は、概ね一般家庭でと言いますと20立方メートルくらいでありまして、20立方メートルで説明することが多いです。平均にすると20立方メートルから25立方メートルが多いです。

【高丸委員】

将来的には、人口が減ってくるので、使用料収入が減ってくる。今後は、老朽管が増えてくるので、その事業費は増えてくるのか？

【事務局】

そのとおりです。そういう意味では、一人当たりの使用水量は減ってきており、まさに長寿命化で更新していく管はどんどん増えていく。

今現在で、1,750キロぐらいの下水道の管路があるのですが、そのうち、下水道管の耐用年数が50年であり、50年を超えている管が今100キロございます。で、あと、10年後にはこれが120キロとなります。

【事務局】

さらに10年経つともっと増えます。昔作った管の種類は陶管が多かったり、今作っている管は、塩化ビニル管が多かったりして、管の強度なども違いました、一律に延長だけでものをしゃべるわけにはいきません。少なくとも費用的には年間15億円程度の費用を投資していくことをしていかないと今の状態をキープしていくことはできないだろうということで、他事業がたくさんあるのですが、長寿命化対策については、局としては積極的に重点事業として予算を割り振りたいと考えています。先ほど言いました小口利用者が増えるというところで一つの課題として上げさせていただきましたが、料金というのはいくらに今より何%上げますよということではこの問題は解決しませんので、基本料金を上げるべきではないかとか、全体のバランスを考えるべきではないかという意味で、この資料の6ページ等を示させていただいております。この赤い線が、かなり右肩上がりになっているのはこれで本当にいいのですかというところを問題提起させていただいております。一宮市ですと、どちらかというところ右肩上がりになっているし、豊田市ですと、だいたい横並びになっている感じです。岡崎市は、確実に大口の方に負担はたくさん求めている実態があります。

【事務局】

前回（第4回）の資料26ページを見てください。平成22年度から平成27年度までの下水道使用料構成比ということで、水量別金額構成比、水量別件数構成比でございまして、赤い線で25立方メートル以下と以上を区分けしております。左側の金額構成比では、年を追うごとに25立方メートル以下の使用水量の方が増加しており、右側が件数構成比で、25立方メートルまでの水量別件数が圧倒的に増えてきていると言えるわけです。

下の表を見ていただきますと、1から25立方メートルまでの調定件数、使用者の数が78%、25立方メートル以上が22%、件数でいうと8対2という形になっている。その上の段、下水道使用料に対する負担の割合は、4対6

という状態になっています。

一番下の年間延べ使用水量は、45対55となっています。これを見てもらいますとどちらかというと件数と比べますと大口の使用者の方により多くの負担をいただいているとこの表からも読み取れるのかなということでございます。小口使用者の方たちにも応分の、今の料金体系に比べて、応分の負担ということでしょうか、そういったことも必要で使用料体系の見直しが必要でないでしょうか、検討する必要があるのではないのでしょうかということですか。

【委員長】

数字としては、そうなのでしょうが、イメージとしては、先ほど言われました25立方メートルまでが一般家庭ということでしたが、そうすると200立方メートルを超えた方は、企業ですか？どの辺から企業？50立方メートルから？普通の一般家庭の上限はどれくらい？

【事務局】

一人当たりの使用水量が約250リットルで、30日で約7.5立方メートル、ただ、一人世帯では、7.5立方メートルいなくて、5、6立方メートルしかなく、2人世帯では、15立方メートル、3人世帯では22、23立方メートルというようなところです。

最近の岡崎市の人口は微増なのですが、人口増加よりも世帯数増加のほうが多いです。理由は、3人、4人世帯から核家族化して、1人、2人世帯が増えてきている。1人、2人世帯は、使用水量が低いので、使用水量が下がってきている。

【委員長】

上限はどれくらいか？

【事務局】

難しいですが、30立方メートルくらい。

【委員長】

一般家庭では、30立方メートルくらい、それを超えると企業とか事業所ですか？

【事務局】

ただ、事業所でも住宅併用の事業所もありますし、お客さんが少なくて事務所だけやっているようなところだとお風呂も使わない、ただのトイレのみですので、そういうところは低い。なので、事業所がどこからかと言われますと、

ちょっと悩ましい。ただ、一般の住宅であれば、4、5人までの家庭が割と多いかなと思っております。

【事務局】

一般家庭でも、家庭菜園ですとか、花が好きな方でこの時期なら毎日、水を撒いている方が見えますよね、そうすると本当に40立方メートルいく家庭だってあるわけですよ。ちょっと前に、農業集落排水区域の竜泉寺地区を公共下水道に取り組みましたが、家庭菜園をしている方で、100立方メートルを超えている家庭も見えました。本当にどこが境だということは非常に難しい。難しいですが、一般的に標準家庭と言いますと20立方メートルから30立方メートルが一つの目安と考えていただければと思います。

【事務局】

事業所となりますと、岡崎市の場合は、自動車関連産業とかがありますが、そういうところの多くは自己水を活用して、水道水を使っておりません。実際、大口使用者というのは、病院、福祉施設、もつという学校なのです。

【木俣委員】

こういう資料を見るかぎり、大口使用者の方は割高だよねと分かるけど、一般家庭の人は（逆に割安）ということは分からないけど、苦情というのは多いのか？

【事務局】

水道料金や下水道料金でもっていきなり高いからどうのこうのという話はほとんどありません。ただ、トラブルがあったときに我々と接したときの第一声は、高い水道料金を払っているのに、若しくは高い下水道料金を払っているのに、この対応はよろしくないということはよく言われます。

【事務局】

大口の使用者が負担をいただいて、下水道使用料は成り立っているということは言えると思います。東京都のような大都市もそうであり、東京都こそ単身世帯が多い。一宮市は、繊維が基幹産業であり、地場産業保護ということもあり、大口使用者の負担を政策的に抑えている。

【委員長】

1点、お伺いしたいのが、事業審議会の設置ですが、経営委員会との関係について十分説明がなかったが、別組織、それか2つを1つの組織に統合するのか？

【事務局】

私どもが考えているのは、今、経営委員会で御議論していただいている内容を審議会で引き続き（予算、決算などの）全体的なことを審議会で御議論いただこうと考えています。

【委員長】

ということは、審議会は専門家委員会ということを考えているのか？

【事務局】

専門家というよりは、専門的な下水道使用料や水道料金というピンポイントの議題で、諮問・答申といった形で審議していきますし、（下水道使用料や水道料金以外の内容についても）広く、事業経営のことについて、（水道・下水道）ビジョンの話ですとかについても事業審議会で御審議していただくことを考えております。そういう意味では今ある経営委員会を発展的に解消したものが、上下水道事業審議会というものになります。

【副委員長】

そうすると、審議会のメンバーももう少し専門的な方になるのか？

【事務局】

（メンバーは）学識経験者、有識者、かと言って、こうした審議会形式の中で一般市民を入れなくていいのかという点もございますので、これはやはり公募市民という形で一般市民の方も入れるべきであると考えています。構成につきましては、学識経験者、有識者、関係機関代表者と一般市民の方という構成を考えています。ただ、何名だとかの人数につきましてはまだ決まっておりません。

まず、私どもといたしましては、この事業審議会というものが、使用料に対して、諮問・答申、これも当然やっていただきたいこと、これは非常に重たいことですが、こうしたことに加えまして、今まで経営委員会で御議論いただきましたこと（予算・決算など）に対する対応につきましても御議論いただくということでこちらの審議会での運用をお願いしたいと考えています。

で、なおかつ、この上下水道の審議会につきましては、経営委員会はや要綱で、私どもの市の内部で定められた要綱で、附属機関に準じる機関ということになっていますが、審議会につきましては、条例に基づいた形の機関ですので、審議会につきましては、議会で審議会の設置につきまして、御議決をいただいた上で、設置していくこととなります。

今の委員会は、議会の議決をもって設置されているわけではございませんの

で、要綱に基づいた設置に留まっておりますが、審議会につきましては、議会の議決を経たのちに組織する審議会ということで、より諮問・答申につきましては、条例に基づいた審議会からの諮問・答申ということで、議会の方としましては、答申に対して重いものがあるということを受け止めていただくものであると思っています。

【委員長】

僕らが今の時代に思うのは、審議会というのは、逆にいいかげんという感じがして、責任を誰が持つのかという、何か原発の問題もそうだし、原子力委員会もそうだし、結局審議会は誰も責任を取らない、僕はそれよりも本来水道事業、下水道事業が企業として生きていくのだから、独立採算だとか、企業の自立性というのだったら、経営委員会をもっと権限を持たせたりとか、外部の人間を役員に入れたりとか、そういう日常的な業務の中できちっとマネジメントをするという体制の方が理想的であると思う。現実的には、それは難しいということで、それよりは審議会の方がいいという判断だろうけど、行政としては分かるけど、だけど水道事業（下水道事業）を今後、もっと企業性を発揮してもらおうとなるとむしろ（審議会の設置は）逆行しているようなイメージがする。

【事務局】

例えばNHKの経営委員会のような、権限を持った組織もある。

【委員長】

そう、NHKの経営委員会のように独立の権限をもって、メンバーももっと増やして、料金などの専門的なことは部会を設置して、意思決定を行う。

【事務局】

本来、（NHKは）公共放送ということで民放とは違う点があるでしょうが、いわゆる独立性を担保しながら、事業経営を進めている。

【委員長】

独立性というのは確かにあるけど、審議会というのは無責任というのがあって、今の時代そういうイメージがあります。あの「加計問題」にしたって、何したってそういうのがあります。

【事務局】

今日の中日新聞に、（東電が）原子力の汚染水を海に流すに当たって、学者の専門委員会は、「汚染水を海に流しても大きい危険性はない」という判断をされましたが、東電は自分のところの責任ではなく、専門委員会がそう言っている

ので流してもいいということにした。それに対して、専門委員会の委員長が、「何を言っている、決めるのは東電側だろうと、専門委員会のせいにするな」と激怒したという記事が載っていた。

【委員長】

加計問題にしても何にしてもそうですが、似たようなものです。

【事務局】

私どもは、(料金の問題に対して) 審議会の責任にするつもりはございません。決めるのは、最終的に議案として決めるのは、私ども、(水道事業、下水道事業の) 経営の責任者である市長でございます。管理者であります市長が決定して、議案として決定機関である議会に提出する。あくまでも、諮問・答申という形で、条例に位置付けられた審議会です。あくまでも、諮問・答申という形で、条例に位置付けられた審議会です。

【委員長】

時間がそろそろ来たようですから。(審議会について) 別に形が決まったわけではございませんので。また、皆さんから御意見をいただきたいと思ひます。

【事務局】

木俣委員におかれましては、行政職に長くおられた方で、部長さんまでの要職を務められたお方であり、こういった審議会形式で(使用料の改定などの) こうした重たい問題につきまして、諮問・答申という形で手続きを踏んだ上で、議案として上程していくという我々の考え方については、御理解いただける部分もあるのかなと思ひます。

【委員長】

定刻となりましたので、これで終わりにしたいと思ひます。(審議会設置の内容に関する) 問題や課題の説明は、また、次の経営委員会でお願ひします。

(以上)